

○福井市軽自動車税種別割課税保留事務処理要綱

平成21年12月22日

告示第221号

改正 平成29年3月31日告示第95号

令和元年5月29日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）第67条第1項に規定する軽自動車等（以下「軽自動車等」という。）が実在しないにもかかわらず廃車の手続がなされていない場合等における種別割の課税の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税保留の対象)

第2条 市長は、軽自動車等について廃車の手続がなされていない場合であって次の各号に規定する判定基準のいずれかに該当するときは、種別割の課税を保留するものとする。

- (1) 盗難等の被害により、軽自動車等の所在が不明となっているもの
- (2) 事故又は災害などにより、軽自動車等としての機能を滅失したもの
- (3) 車両を解体したことにより、軽自動車等としての機能を滅失したもの
- (4) 軽自動車等としての機能が廃され、通常、道路において運行することが不可能な状態にあるもの
- (5) 無申告による譲渡、下取り等により、軽自動車等の所在が不明となっているもの
- (6) 納税義務者が行方不明となっているもの
- (7) 納税義務者の死亡又は解散等により、承継人の認定が困難と認められるもの

(課税保留の申立て)

第3条 前条の規定による課税の保留（以下「課税保留」という。）の対象となる軽自動車等を所有し、又は所有していた納税義務者は、軽自動車税（種別割）課税保留申立書（様式第1号）に別表に定める判定の根拠となる資料（以下「判定の根拠となる資料」という。）を添えて、課税保留を申し立てることができる。

(課税保留の処理方法)

第4条 前条の規定による申立てがあった場合で判定基準のいずれかに該当すると認められるとき又は調査等により課税保留が必要と認められるときは、軽自動車税（種別割）課税保留決議書

(様式第2号)に判定の根拠となる資料を添えて決議をし、別表に規定する課税保留の始期から課税保留をするものとする。

- 2 市長は、課税保留の決議を行った軽自動車等については、前項の決議後も引き続き調査を実施するものとする。

(課税の取消し)

第5条 市長は、課税保留の処分の日から起算して3年を経過しても軽自動車等の所在が判明しなかった場合は、課税を取り消すものとする。

(非該当処理)

第6条 市長は、課税保留又は課税の取り消しの処分を行った軽自動車等について所在が判明し、運行の用に供される事実が確認されるなど、当該軽自動車等が課税に適することが判明したときは、直ちに当該処分を取り消し、地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の5第3項の規定に基づき、判明した日の属する当該年度の法定納期限の翌日から起算して3年を経過する日まで課税保留の期間及び課税を取り消した期間中の種別割を遡及して課税するものとする。ただし、偽りその他不正な行為により課税保留又は課税の取消しを受けたことが判明したときは、地方税法第17条の5第6項の規定に基づき、判明した日の属する当該年度の法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで課税保留の期間及び課税を取り消した期間中の種別割を遡及して課税するものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(令和元年5月29日告示第15号)

この告示は、令和元年5月29日から施行する。

別表(第3条・第4条関係)

	添付書類	課税保留の始期
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 盗難届出証明書（証明する書類が添付できない場合は、警察署に照会する。） 	被害届出日の属する年度の翌年度（被害の届出日が4月1日の場合は、当該被害の届出日の属する年度）
(2)	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故証明書 り災証明書（火災は消防署、自然災害は市危機管理課） 当該軽自動車等の現況写真 	事故又は災害のあった日の属する年度の翌年度（事故又は災害のあった日が4月1日の場合は、当該事故又は災害のあった日の属する年度）
(3)	<ul style="list-style-type: none"> 解体証明書（自動車リサイクルシステムにより確認できる場合は不要） 	解体した日の属する年度の翌年度（解体した日が4月1日の場合は、当該解体した日の属する年度）
(4)	<ul style="list-style-type: none"> 当該軽自動車等の現況写真 	その事実確認をした日の属する年度の翌年度
(5)	<ul style="list-style-type: none"> 無申告で譲渡又は下取りをした場合は、それを証明する書類 本人や関係者からの証言をまとめ、その事実を宣誓した書類 	その事実確認をした日 (譲渡又は売却したことを確認できる場合にあっては、当該譲渡又は売却した日)の属する年度の翌年度
(6)	<ul style="list-style-type: none"> 返戻された納税通知書 住民票や戸籍附票による、最終住所地の所在確認記録 	軽自動車税の納税通知書を送達した日の属する年度
(7)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡の場合は、納税義務者の出生から死亡までの戸（除）籍謄本及び相続放棄した親族全員の「相続放棄申述受理証明書」（家庭裁判所発行） 解散の場合は、解散した法人等の「登記事項証明書」 	その事実確認をした日の属する年度の翌年度

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

軽自動車税（種別割）課税保留申立書

福井市長 あて

納税義務者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

車両番号 _____

車台番号 _____

車名 _____ 種別 _____

理由

様式第2号（第4条関係）

軽自動車税（種別割）課税保留決議書

車両番号 _____

車台番号 _____

車名 _____ 種別 _____

納税義務者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

添付書類 解体証明書・被害届受理証明書・事故証明書・り災証明書

調査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査内容

年度以降の課税を保留してよろしいか伺います。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)